

《期間限定・キャンペーン商品》

1

本店営業部新築記念定期預金「縁」

令和6年4月1日現在適用中

1	商品の名称	本店営業部新築記念定期預金「縁」	
		スーパー定期	スーパー定期300
2	お預け入れいただける方	・個人のお客様	
3	お預け入れ期間	・3年の自動継続扱いとなります	
4	お取扱期間	・令和6年4月1日から令和6年8月30日までです (ただし、募集総額30億円に達した時点で募集を終了させていただきます)	
5	お預け入れ (1)お預け入れ方法	・一括お預け入れです	
	(2)お預け入れ金額	・20万円以上1,000万円未満 ※既存定期からの振替金は対象外とさせていただきます	
	(3)お預け入れ単位	・1円単位	
6	お支払い方法	・満期日以後に一括してお支払いします	
7	お利息 (1)適用金利	・固定金利 0.50% (税引き後0.398%) ・お預け入れ時の店頭表示利率を約定金利として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における各定期預金の店頭表示利率を適用します	
	(2)利払方法	・満期日以後に一括してお支払いします	
	(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で行います ・6ヶ月毎の複利計算で行ないます	
8	税金	・お利息は源泉分離課税となり、20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります ただし、マル優をご利用された場合を除きます ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。	
9	手数料	・不要です	
10	付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます 貸越利率は担保定期預金の約定金利に0.5%上乗せした利率が適用されます ・マル優のご利用ができます	
11	中途解約時のお取り扱い	・満期日前に解約される場合は中途解約となり、別表の「中途解約利息一覧表」に基づき計算してお支払いします	
12	金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください	

13	<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業統括本部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください
14	<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます ・ 金利環境等の変化により、金利等のお預入内容の変更やお取扱を中止させていただく場合があります ・ その他のお取り扱いは、各定期預金のお取り扱いに準じます